

豊田市における公共工事の品質確保と契約の適正化への取り組みの基本方針

1 目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」に基づき、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約に向けた取り組み並びに下請をはじめとする契約全般の適正化に向けた取り組みを行うことを目的とする。

2 具体的な取り組み内容

（1）総合評価方式の適正な運用について

公共工事の品質確保を目的に、平成22年4月から総合評価方式の対象範囲を設計金額2千万円以上の建設工事に拡大するとともに、特別簡易型総合評価方式を「技術力型」と「地域型」に分離することで、品質確保のための技術力と併せて地域精通度等も考慮した総合評価方式を推進してきた。今後は、総合評価方式の実態を検証し、さらなる適正な制度の運用に努める。

（2）品質確保への取り組みとダンピング防止について

公共工事の施工に当たっては、必要十分な体制を確保し、安全・安心な品質の高い工事の施工を求める。そのためには、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等工事の品質確保に支障を及ぼすことがないように、必要な経費を適正に見込んだ入札を求めるものであり、低価格による入札に対しては今後、より一層厳格な審査等を実施する。

（3）施工体制確認型総合評価方式の試行導入について

上記（1）及び（2）を踏まえ、品質を確保した公共工事の施工や企業間における契約の適正化の観点から、新たに施工体制確認型総合評価方式を試行的に導入する。（豊田市施工体制確認型総合評価試行実施要領等参照）

（4）予定価格の事後公表の拡大

入札への積極的参加を促すとともに、さらなる企業の能力向上のため、予定価格の事後公表を総合評価方式全般に適用する。